［２～５　略］

［注１　略］

２　収入印紙については、次によること。

［(1)～(3)　略］

(4)　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入すること。

［３・４　略］

５　１の欄は、次によること。

［(1)～(4)　略］

(5)　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

６　２の欄は、法第５条に規定する欠格事由について、該当する□にレ印を付けること。ただし、開設しようとする無線局の種別が法第５条第２項各号のいずれかに該当する場合には、外国性の有無の欄の記載は要しない。一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄は、受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送以外の基幹放送を行う基幹放送局の申請に限つて記載することとし、この場合において、当該基幹放送局は外国性の有無及び相対的欠格事由の欄の記載は要しない。なお、申請者が個人の場合は、国籍等の欄及び処分歴等の欄に限つて記載すること。

［７～12　略］

別表第一号の二　特定無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第20条の５第２項及び第20条の８第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［略］

１　申請者（注５）

住　所	都道府県―市区町村コード〔　　〕 〒（　　―　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

［２～５　同左］

［注１　同左］

２　［同左］

［(1)～(3)　同左］

［新設］

［３・４　同左］

５　［同左］

［(1)～(4)　同左］

［新設］

６　２の欄は、次によること。

(1)　法第５条に規定する欠格事由について、該当する□にレ印を付けること。ただし、開設しようとする無線局の種類が法第５条第２項各号のいずれかに該当する場合には、外国性の有無の欄の記載は要しない。基幹放送（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送を除く。以下この注において同じ。）をする無線局以外の無線局については、一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄の記載は要しない。また、基幹放送をする無線局については、外国性の有無及び相対的欠格事由の欄の記載は要しない。なお、申請者が個人の場合は、国籍等の欄及び処分歴等の欄に限つて記載すること。

(2)　外国性の有無の欄に記載をした場合は、議決権の数等を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）。

［７～12　同左］

別表第一号の二　［同左］

［同左］

１　［同左］

住　所	都道府県―市区町村コード〔　　〕 〒（　　―　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ